



マナーアップ! あなたが主役です!



高めよう! とちぎの交通マナー!

令和7年度 交通事故防止に関するポスターコンクール入選
栃木県立足利工業高等学校 新井 柚月

命を守るため! みんながかぶろう自転車ヘルメット! 加入しよう自転車保険!

VERY 
GOOD
LOCAL
とちぎ

主唱: 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

栃木県のホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp>)
このチラシは栃木県のホームページからご覧になれます
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/bouhan/koutsuanzen/index.html>

守ってますか？自転車安全利用五則

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

交差点では信号と一時停止を
守って、安全確認

夜間は
ライトを点灯

飲酒運転は
禁止

ヘルメットを
着用

自転車の違反に交通反則通告書と反則金!!

- 交通反則通告制度とは、一定の交通違反に交通反則通告書（青切符）を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰が科されない制度です。
- 令和8年（2026）年4月1日から施行されました。
- **16歳以上の運転者による113種類の交通違反が対象**となります。

主な違反行為	反則金
携帯電話使用等	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視、右側通行	6,000円
指定場所一時不停止、傘差し、無灯火	5,000円
並進、2人乗り	3,000円

注意

青切符の反則金は金融機関で納めることになっています。警察官がその場で反則金を徴収することはありません。



止まっていますか？横断歩道

- 横断歩道では、歩行者優先義務があります。
- 渡ろうとする人がいる場合は、一時停止を徹底しましょう。



思いやりの運転で
「ずっと止まれる栃木県！」

令和7年度 交通事故防止に関するポスターコンクール入選
栃木県立足利工業高等学校 山村 乃々花

生活道路における自動車の法定速度が
30キロメートル毎時に引き下げられます！



～ 道路交通法施行令改正～

- 施行 令和8（2026）年9月1日から
- 対象道路 中央線等が設置されていない一般道路
- ※ 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。
- ※ 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などよく考えて、安全な速度で走りましょう。

60km/h → **30** km/h

- ちょっとしたスピードの違いが、命を守る大きな差になります。
- 運転者は、歩行者優先の意識を持ち、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しましょう。

